

社会福祉法人ユートピアにしかた
役員・評議員の報酬及び旅費規程

社会福祉法人ユートピアにしかた

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ユートピアにしかた定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員の報酬等）の規程により、役員及び評議員の報酬並びに旅費（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の報酬)

第2条 評議員の報酬は、評議員会の出席、その他理事長が招集し必要と認めるときは、別表1により支給する。

2 前項以外で、理事長が必要と認める研修会等に出席した場合は、別表2により報酬等を支給する。

(理事の報酬)

第3条 理事の報酬は、理事会の出席、その他理事長が招集し必要と認めるときは、別表1により支給する。ただし、施設長理事には支給しない。

2 前項以外で、理事長が必要と認める研修会等に出席した場合は、別表2により報酬等を支給する。

3 理事長の報酬は、理事と同額とする。

(監事の報酬)

第4条 監事の報酬は、評議員会・理事会・監査会への出席、その他理事長が招集し必要と認めるときは、別表1により支給する。

2 前項以外で、理事長が必要と認める研修会等に出席した場合は、別表2により報酬等を支給する。

(旅費の計算)

第5条 別表2の旅費の計算は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上必要また天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張しがたい場合は、実際の経路及び方法によって計算する。

(宿泊費の計算)

第6条 別表2の宿泊費の計算は、15,000円を限度とした実費とする。ただし、研修会等の主催者側が前記の額を超える宿泊負担を掲示している場合は、その額とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会または評議員会等への出席や、法人・施設運営の為の業務に当たった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。

3 別表1及び2の報酬金額は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除した後の金額とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成22年10月1日施行し、適用する。

この規程は、平成26年1月30日施行し、平成24年1月11日から適用する。

この規程は、平成29年1月18日施行し、平成28年3月31日から適用する。

この規程は、平成30年4月1日施行し、適用する。

別表1 役員・評議員の報酬

用 件	報 酬 額
理事会、評議員会、監査会(理事)、 入札立会い、評議員選任・解任委員会、 その他の会議 (4時間以内)	5,000円
監査会(監事)、 その他の会議 (4時間を超えるもの)	10,000円

別表2 研修会等への出席

用件	報 酬 額	旅費(交通費)	宿泊費
4時間以内 (移動時間含む)	5,000円	実費	実費
4時間超え (移動時間含む)	10,000円		